

平成25年10月4日

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見募集の結果

第1 実施の概要

1 実施期間

平成25年9月3日（火）から9月17日（火）までの間

2 意見件数

90,480件

（内訳）

意見提出フォーム・電子メール 88,603件

郵送 484件

F A X 1,393件

第2 主な御意見の内容

1 賛成の立場からの御意見（11,632件）

特定秘密の保護に関する法律案に賛成の立場からの主な御意見は、以下のとおりです。

- 我が国の安全保障のために、秘密を守ることは必要である。
- 法案を迅速に成立させ、国内のスパイを取り締まれる状況にしてもらいたい。
- 罰則の最高刑が軽すぎるので、漏えいの抑止力にならない。

2 反対の立場からの御意見（69,579件）

特定秘密の保護に関する法律案に反対の立場からの主な御意見は、以下のとおりです。

(1) 全般

- 国民の知る権利や報道の自由が侵害される。
- 現行法令で十分であり、法律を制定する必要性がない。
- むしろ、情報公開を進めるべきである。

(2) 特定秘密の指定に関する意見

- 特定秘密の範囲が広範かつ不明確であり、特定秘密の指定が恣意的になされる。
- 原発問題、TPP交渉等に関する情報が特定秘密に指定される可能性があり、重要な情報を知ることができなくなる。
- 特定秘密の指定や有効期間の延長について、第三者によるチェックが働くようにするべきである。

(3) 適性評価に関する意見

- 適性評価の調査事項には他人に知られたくない個人情報が多く含まれており、プライバシーが侵害される。
- 個人の政治活動や組合活動、更には、個人の思想・信条にまで踏み込んだ調査がなされる危険性がある。
- 適性評価を実施するに当たっては評価対象者の同意を得るとあるが、実際には拒否しにくい。
- 家族については、本人の同意なく行政機関の長に個人情報が収集される。

(4) 罰則に関する意見

- 特定秘密の取得行為の処罰が取材行為等を萎縮させる。
- 過失による漏えい、未遂、共謀、独立教唆、煽動も処罰対象としており、罰則が過剰である。
- 「特定秘密」が違法行為に関するものであった場合、これを内部告発することができなくなる。
- 特定秘密を秘匿したままの裁判では、被告人がどのような事実で処罰されるのか分からない状態で裁判を受けることになる。

3 その他 (9,269件)

その他、御意見として、意見募集期間が短いなどの御意見がありました。

第3 内閣官房の今後の対応

内閣官房においては、寄せられた御意見を参考にしつつ、今後、更に検討を進めてまいります。